

## 議第31号

**滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「入所させる乳児の数が4人以上である保育所における」を削り、「准看護師」の右に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、入所させる乳児の数が4人未満である保育所にあつては、設置者は、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を保育士とみなされる看護師等として配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第1第3項を次のように改める。

**3 他の社会福祉施設を併設するときの設備および職員**

(1) 設置者は、当該児童福祉施設に他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。

(2) 前号の規定は、入所者の居室および当該児童福祉施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備および職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

別表第1第4項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表第5項第2号中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行う」に改め、同項第4号中「施設長」を「児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）」に改め、同表第7項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、同項第1号中「第4号」を「第8号」に、「利用者」を「入所者」に、「この項」を「この号、次号および第8号」に改め、同号

を同項第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 設置者（障害児入所施設等の設置者を除く。第4号において同じ。）は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号、次号および第4号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (2) 施設長（障害児入所施設等の施設長を除く。次号において同じ。）は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うよう努めること。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

別表第1中第16項を第18項とし、第8項から第15項までを2項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の2項を加える。

#### 8 安全計画の策定等

- (1) 設置者（助産施設および児童家庭支援センターの設置者を除く。第5号において同じ。）は、入所者の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の点検、職員、入所者等に対する児童福祉施設の外での活動、取組等を含む児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長（助産施設および児童家庭支援センターの施設長を除く。次号において同じ。）は、安全計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、入所者の安全の確保に関して入所者の保護者との連携が図られるよう、入所者の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。
- (5) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

#### 9 自動車を運行する場合の入所者の所在の確認

- (1) 施設長は、入所者の児童福祉施設の外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車および降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。
- (2) 施設長（保育所および児童発達支援センターの施設長に限る。）は、入所者の送迎を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に入所者を見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、

当該自動車にブザーその他の車内の入所者の見落としを防止する装置を備え、入所者の降車の際に当該装置を用いて入所者の所在の確認を行うこと。

別表第3第5項第2号中「別表第1第9項第1号」を「別表第1第11項第1号」に改める。

別表第5第1項第5号および第6号中「別表第1第8項第1号」を「別表第1第10項第1号」に改める。

別表第8第7項第1号および第2号中「別表第1第9項第1号」を「別表第1第11項第1号」に改める。

別表第10第2項に次の1号を加える。

- (4) 別表第1第3項第2号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第10第4項中「別表第1第9項第1号」を「別表第1第11項第1号」に改める。

別表第11第3項中「別表第10第3項」を「別表第10第2項第4号および第3項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「生活指導」の右に「と、別表第10第2項第4号中「福祉型児童発達支援センター」とあるのは「医療型児童発達支援センター」」を加える。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における児童福祉施設（保育所を除く。）の設置者または長に対する改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）別表第1第8項の規定の適用については、同項第1号中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、同項第3号中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、同項第4号中「周知する」とあるのは「周知するよう努める」と、同項第5号中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 新条例別表第1第9項第2号に規定する自動車を日常的に運行する場合において同号のブザーその他の車内の入所者の見落としを防止する装置を備えることおよび当該装置を用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、同号の規定にかかわらず、当該装置を備えることを要しない。この場合においては、当該装置の設置に代わる措置を講じなければならない。